

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行期日を定める政令  
(平成十一年九月二十二日 政令第二百七十八号)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行期日は、平成十一年九月二十四日とする。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令  
(平成十一年九月二十二日 政令第二百七十九号)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「法」という。)第九条に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ	千円	
	都道府県	500,000
	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この表において「指定都市」という。)	300,000
	市(指定都市を除く。)	150,000
町村	50,000	

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十一年九月二十四日)から施行する。

(以下 略)

民間資金等活用事業推進委員会令

(平成十一年 政令第二百八十号)  
(最終改正 平成十二年 政令第三百三号)

(委員の任期)

第一条 民間資金等活用事業推進委員会(以下「委員会」という。)の委員の任期は、二年とする。た

だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第三条 専門委員は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第四条 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

(補則)

第七条 この政令に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行の日（平成十一年九月二十四日）から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(以下 略)